

○保育の実施における手続及び基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月1日条例第1号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による保育料、鎌倉市保育の実施に関する規則（平成27年11月規則第22号。以下「規則」という。）及び鎌倉市緊急一時預かり保育に関する規則（平成29年9月規則第14号。）の規定による保育の実施について、手続及び基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象児童)

第2条 利用の対象とする児童は、本市に住所を有するもので、保育の利用を希望する日において当該児童の年齢が保育所等ごとに定める年齢に達しているものとする。ただし、当該児童が本市に住所を置くことができない特別な事情があると福祉事務所長が認める場合は、この限りではない。

(利用申込み)

第3条 規則第2条に定める教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）の受付場所は、原則として保育課とする。ただし、必要に応じて福祉事務所長が別に指定する場所で受付を行うことができるものとする。

2 当該年度の教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）の受付は、利用希望月の前月の10日（当該日が鎌倉市の休日を定める条例（平成元年9月条例第4号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は、当該市の休日の翌日）までとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

(1) 広域利用の委託協議において、既に利用している児童に係る保育の実施主体を変更する場合

(2) 児童の養護上、保育の実施が緊急的に必要な場合

3 翌年度の教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）の受付は、福祉事務所長が別に定める期間とする。

4 教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）を受け付ける際に、第10条第2項に規定する保育料算定のための租税資料等（課税証明書等）を提出させるものとする。

5 教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）は、利用対象児童の誕生日以降に受け付けるものとする。

6 受け付けた教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書及び鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則に定める緊急一時預かり保育申込書（第一号様式）の有効期限は、利用を希望する月が属する年度内とする。

（保育の実施基準）

第4条 保育の実施基準は、別表第1の実施基準ごとに定める取扱基準により、福祉事務所長が判断するものとする。

（保育の実施の決定）

第5条 福祉事務所長は、別表第1の実施基準ごとに定める提出書類及び確認内容に基づき保育の実施の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、規則第3条第2項及び鎌倉市緊急一時預かり保育に関する規則第7条第2項に定める保育を要する程度の高いものの判断を、別表第2に定める基本点数及び別表第3に定める調整点数の合計点数（以下「基準点数」という。）に基づき行うものとする。

3 前項の場合において、基準点数が同じときは、当該児童の属する世帯の世帯状況、就労状況、収入状況等を総合的に判断し、保育の実施の可否を決定するものとする。

4 保育所等の利用開始後、当該児童の世帯において保育の実施基準の該当状況に変更が生じた場合は、保護者から必要に応じて書類を提出させるものとする。

5 利用申込者の世帯が当該利用申込者の親族その他の者と同居している場合は、それぞれの世帯が分離されており、かつ、光熱水費等の生計及び生活の実態（玄関、台所・風呂等の水回り等）が別の場合に限って別居として取り扱うものとする。

（保育の実施期間）

第6条 保育の実施期間は、福祉事務所長が決定した保育の利用開始の日から当該児童が就学するまでの間で、保育の実施基準を満たす期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定める期間とする。

（1）保護者が妊娠中であること又は出産後間もないことを要件とする場合は、出産予定日の8週前の日の属する月の初日から、出産日の8週後の日の属する月の末日までとする。

(2) 保護者が求職中であることを要件とする場合は、保育の利用を開始した日から原則として3箇月までとし、当該期間内に保護者が就労した場合は、就労を要件とする場合として取り扱うものとする。

(3) 緊急一時預かり保育を利用する場合は、鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則第3条に準ずる。

(育児休業中の保育の実施)

第7条 利用児童の保護者が育児休業を取得する場合の実施期間は、育児休業対象の児童が満1歳となる月の末日までとする。ただし、育児休業対象の児童について利用申込みをしたが、保育所等の利用開始をできない場合は、当該年度の末日までとする。

2 前項の場合において、当該児童が5歳児クラス（年度内に6歳に達する学齢）に在籍している場合は、育児休業取得期間にかかわらず、利用の継続をできるものとする。

(利用継続の手続)

第8条 福祉事務所長は、利用児童の保護者が翌年度も引き続き利用継続を希望する場合は、保育の実施継続届、別表第1の実施基準ごとに定める提出書類を保育所等を通して保育課に、又は保育課に直接提出させることとする。ただし、緊急一時預かり保育利用児童においては、鎌倉市緊急一時預かり保育の実施に関する規則第5条に準ずる。

(転園の取扱い)

第9条 福祉事務所長は、既に利用している児童の転園希望について、教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書又は前条に定める保育の実施継続届等によりその意向を把握するものとする。

2 前項の転園希望に対する転園の手続は、年度当初に行うことを原則とする。ただし、保護者の転居若しくは勤務先の変更等により利用の継続が困難となる場合又は兄弟がそれぞれ異なる園に在籍している場合において同一園に転園させる場合等は、年度の途中において行うことができるものとする。

(保育料の算定)

第10条 市長は、条例第3条第1項に定める保育料の算定を行うに当たっては、第3条第4項及び第8条により提出させた租税資料等に基づき行うものとする。

2 前項において、祖父母等と同居する保護者が一定の収入（前年の収入が103万円を超える場合をいう。）を満たさないときは、祖父母等のうち最も収入の多い者（以下「同居の祖父母等」という。）を「家計の主宰者」とみなし、当該同居の祖父母等の租税資料等に基づき行うものとする。

3 保護者又は同居の祖父母等（以下「保護者等」という。）から租税資料等が提出されず保育料が算定できない場合は、鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月1日条例第1号）の別表第1（第3条・第6条の2）における鎌倉市基準の上限額で保育料の算定を行うものとする。ただし、租税資料等が提出された場合、遡及して保育料等の再算定を行うものとする。

（保育料の変更）

第11条 保護者等の市民税額に変更があった場合において、所得階層区分に変更が生じるときは、市長は当該保育料を変更するものとする。ただし、当該保育料の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後は、保育料を変更することができない。

2 市民税の申告をしていない保護者等が、市民税の申告により市民税額が確定した場合において、所得階層区分に変更が生じるときは、市長は当該保育料を変更するものとする。ただし、当該保育料の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後は、保育料を変更することができない。

3 保護者等は、利用児童の世帯の状況に変更があった場合は、その旨を速やかに市長に申し出るものとする。この場合において、所得階層区分に変更が生じるときは、市長は当該変更の生じた翌月分から保育料を変更するものとする。ただし、当該保育料の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後は、保育料を変更することができない。

4 保護者等は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の開始、停止又は廃止の決定を受けた場合は、その旨を速やかに市長に申し出るものとする。この場合において、所得階層区分に変更が生じるときは、市長は当該決定日から保育料を変更するものとする。ただし、当該保育料の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後は、保育料を変更することができない。

（障害児の保育の実施）

第12条 福祉事務所長は、第5条の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する児童又はそれと同程度の障害があると福祉事務所長が認める児童については、集団保育が当該児童に及ぼす影響等を考慮し、利用が適当であると認める場合に保育の実施の決定を行うものとする。

2 前項の場合において、福祉事務所長は、保育の実施を予定する保育所等の施設長とあらかじめ協議を行うものとする。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長又は市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成22年2月18日）から施行する。
(保育の実施の順位に関する要綱の廃止)
- 2 保育の実施の順位に関する要綱（昭和63年3月1日決裁）は廃止する。
(経過措置)
- 3 本要綱は、平成22年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成21年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成23年2月22日）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱第3条第3項、第4条第3項、第5条第1項、第7条第1項、第9条第2項及び別表第1の規定は、平成23年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成22年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成25年2月4日）から施行する。
(経過措置)
- 2 本要綱は、平成25年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成24年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成26年9月17日）から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日（平成27年11月26日）から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成28年11月4日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成29年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成28年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成29年11月10日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成30年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成29年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成30年10月31日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成31年度以降の入所を希望する申込みから適用し、平成30年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（令和元年9月30日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、令和2年度以降の入所を希望する申込みから適用し、令和元年度分までの入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（令和3年9月29日）から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（令和4年3月24日）から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第8条）

実施基準	取扱基準	提出書類及び確認内容
居宅外労働	保護者等が、月64時間以上居宅外で労働していること。通勤時間は含まないものとする。	就労証明書等で確認する。 自営の場合は、自ら証明するもので可とするが、面接等で実態を把握する。
居宅内労働	保護者等が、月64時間以上居宅内で労働していること。	就労内定については就労内定証明書等で確認する。
妊娠・出産	保護者が妊娠中であること又は出産後間もないこと。	母子手帳等、出産予定日が分かるもので確認する。
疾病・負傷・障害	保護者等が疾病・負傷・障害による入通院や自宅療養等のため、保育に当たれないこと。	医師の診断書、身体障害者手帳等により保育が困難であることを確認する。 医師の診断書等が提出できない時は面接で実態を把握し、場合により申立書等を提出させる。
介護	保護者等が、疾病又は心身に障害がある同居又は別居の親族を、月64時間以上介護（入通院の付添い、通学の援助など）をしているため、保育に当たれないこと。	医師の診断書、身体障害者手帳等により介護状況を確認する。 医師の診断書等が提出できない時は面接で実態を十分把握し、場合により申立書等を提出させる。同居でない親族の介護・看護については、診断書のほか申立書を提出させ確認する。
災害の復旧	保護者等が災害の復旧に当たっており、保育ができないこと。	保育に当たれない理由を証する書面を提出させ、総合的に判断する。
その他	保護者等の通学を要件とする場合は、月64時間以上就学しているため、保育に当たれないこと。なお通学時間は含まないものとする。 保護者が求職中である場合は、利用開始後一定期間内に就労すること	通学については在学証明書及びカリキュラム表等を提出させ、確認する。 求職中については保護者からの申出により確認する。その場合、就労意欲について十分確認を行い、判断する。

<p>をもって基準を満たしているものとする。</p> <p>児童虐待が行なわれている又は行われる恐れがあること。</p> <p>配偶者からの暴力により保育ができないこと。</p>	<p>児童虐待及び配偶者からの暴力については、当該理由により保育の利用が必要であることが分かる書類により確認する。</p>
---	---

別表第2（基本点数）（第5条）

	実施基準	保護者の常態	点数	
①	居宅外労働 (居宅外自 営業を含 む。)	月160時間以上勤務の者	20	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者	19	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者	18	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者	17	
		月80時間以上、100時間未満勤務の者	16	
		月64時間以上、80時間未満勤務の者	15	
②	居宅内労働	月160時間以上勤務の者	19	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者	18	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者	17	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者	16	
		月80時間以上、100時間未満勤務の者	15	
		月64時間以上、80時間未満勤務の者	14	
③	就労内定	就労内定者（事業開始準備中の者を含む。）	14	
④	求職活動中	就職活動中の者	12	
⑤	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者	14	
⑥	疾病・負・ 障害	入院	1箇月以上の入院	20
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす。）	20
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている。	16
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者	20

			精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者	
			身体障害者手帳（3・4級）の交付を受けている者	18
			療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者	
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合	16
⑦	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	20～15
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	19～14
⑧	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働に基準を準用		20～15
⑨	就学	就学に要する時間を基に、居宅外（居宅内）労働の基準を準用		20～14
⑩	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある。		40
⑪	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		8

別表第3（調整点数）（第5条関係）

内容		点数
①	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯	+10
②	すでに兄弟姉妹が利用している。	+5
③	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている。（2人）	+2
④	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている。（3人以上）	+3
⑤	申請児童が多胎児である。	+1
⑥	同居の小学校第6学年までの児童が3人以上の世帯	+2
⑦	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合（連携保育施設のない施設に限る）	+30
⑧	転園を希望している（転居や勤務先の変更、兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る）	+8
⑨	同居または2世帯住宅、同一敷地内に65歳未満の祖父母と同居している（当該祖父母が別表第2の実施基準の要件に該当する状況にある場合を除く）。	-10

⑩ 同居の親族を常時介護又は看護している（別表第2の実施基準⑦に該当する場合を除く）。	+ 4
⑪ 前年度入所不承認である。	+ 2
⑫ ⑪に加え、前々年度も入所不承認である。	+ 2
⑬ 産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である（既に復職している方を含む）。	+ 8
⑭ 保育を必要とする要件があり、申込み児童を認可外保育施設やベビーシッター（月極）、一時預かりを週4日かつ1日4時間以上、有償で利用している実績が審査基準日から起算して30日以上ある。（育児休業中は除く）	+ 4
⑮ 保育を必要とする要件があり、認定こども園の幼稚園部分（1号認定児）を既に利用しており、同じ認定こども園の保育園部分（2号認定児）の利用を希望している。	+ 4
⑯ 保育士等として市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業で就労（内定）している場合（月120時間以上）	+20
⑰ 保育士等として市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業で就労（内定）している場合（月64時間以上、120時間未満）	+15
⑱ 保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在である。	+ 2
⑲ 保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している。	+14
⑳ 生計中心者が非自発的理由により失業した。	+ 4
㉑ 児童が障害を有する場合	+ 4
㉒ 生活保護法による被保護世帯である、またはそれに準ずる生活困窮世帯である。	+ 6
㉓ 児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合	+30
㉔ 兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6箇月分以上滞納がある。	-16
㉕ 市外居住者である（転入予定の者を除く）。	-20
㉖ 市外居住者であり、保護者のいずれかが鎌倉市在勤である（転入予定の者を除く）。	+ 4
㉗ 保育所等に内定したが、辞退している。	- 2
㉘ 育児休業の延長を希望する。	-50